

細 則 （慶弔見舞規定）

（目的）

第1条 本規定は、スポーツ推進委員に関する慶弔見舞規定を定めるものとする。

（規定）

第2条 慶弔見舞の対象は次のとおりとする。

（1） スポーツ推進委員及び同居親族が死亡又は、スポーツ推進委員が傷害を被った場合。

（慶弔見舞の額と実施）

第3条

- | | | |
|-----|---------------|---------|
| （1） | スポーツ推進委員死亡の場合 | 10,000円 |
| （2） | 配偶者の死亡場合 | 5,000円 |
| （3） | 同居親族の死亡場合 | 3,000円 |
| （4） | 傷病見舞金 7日以上入院 | 5,000円 |
- （1会計年度につき、1傷病につき 1回とする。）

付 則 本規定は平成30年10月1日より施行する。

細 則 （役員手当規定）

（目的）

第1条 本規定は、役員に関する手当を定めるものとする。

（役員手当の対象）

第2条 役員手当の対象は次のとおりとする。

（1） 会長、副会長とする。

（役員手当の額）

第3条 役員手当の額は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|---------|
| （1） | 会長 | 10,000円 |
| （2） | 副会長 | 5,000円 |
- （1会計年度につき、1回とする。）

（理事会出席の手当の額）

第4条 理事会出席の手当の額は、1回当たり1,000円とする。

（事務局給与）

（3） 事務局長は、月給とし役員会で決定する

付 則 本規定は、平成30年10月1日より施行する。

趣意書 [宮崎市コミスポクラブ設立について]

文部科学省では、平成12年9月に『スポーツ振興基本計画』を策定し、総合型地域スポーツクラブへの取り組みを公表しました。その後、平成23年にスポーツ基本法の改定、新たなスポーツ基本計画の策定を行い、総合型地域スポーツクラブの重要性を謳っています。

『総合型地域スポーツクラブ』とは、概ね中学校区に1つのクラブを設立することを目標とし、種目やチーム、年代を超えた一つのクラブとして、子供から高齢者、障がい者を含め誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめるクラブです。

宮崎市では、中学校区に近い単位で自治会を母体とした体育会が組織されています。近年、自治会員の減少に歯止めがかからない状況で、体育会行事の参加者や予算が年々減少して来ています。このままでは、絆づくりの「要」で有る地域スポーツが、消滅してしまう恐れさえ出て来ています。国のスポーツ基本計画に沿った総合型地域スポーツクラブへの取り組みが重要な課題だと考えます。宮崎県は、全国的にもこの取り組みが遅れています。最初のクラブが設立されてから、既に15年経過しているものの、市内11のクラブの内、地区体育会と連携しているクラブは、実質3つのクラブのみです。地域スポーツの活性化に向けて本格的な取り組みが必要だと考えています。

地域スポーツの活性化は、国の基本計画に沿って、総合型地域スポーツクラブに取り組むことが最善だと考えます。宮崎市スポーツ推進委員協議会が、中心になって総合型地域スポーツクラブの本部組織を設立し、各地区体育会やまちづくり推進委員会、既存クラブと連携して、教室（講座）の展開を行う事で地域スポーツの活性化を図る目的で、

平成30年4月

発起人代表

宮崎市スポーツ推進委員協議会

会長 山本 幸則

健康づくり
仲間づくり
地域づくり

健康で明るい生活を送ろう
世代を超えた仲間づくり
人も元気！地域も元気！

1. 総合型地域スポーツクラブの取組

趣意書について

別紙

規約について

別紙

2. 29年度活動実績について

別紙

全体について

各部会について

決算書について

④ その他について

3. 30年度計画について

別紙

全体について

各部会について

協力事業追加について (クラブとして協力依頼済み)

・東大宮スポーツクラブのウォーキングについて

謝金2,000円と弁当を支給

④ 予算書について

・九州地区研究大会補助について

29年度の出席率の悪い人は、参加対象外?

・出前講座用備品購入について

カローリングの出前が一番多い

その他について

4. スポーツランド推進課との懇談会について

推薦の在り方について

・現状のままでは、事務局体制の見直しが必要

地区体育会の参加者減少と組織の衰退の問題

総合型地域スポーツクラブへの取組について

④ 障がい者スポーツ大会について

その他

5. 地区交流にスポーツ大会について

参加地区が少ないのと1130予算廃止で、大会中止

新たな大会の検討 全員に提案募集

6. その他

宮崎市コミスポクラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは総称を「宮崎市コミスポクラブ」といい、主たる事務局を東大宮スポーツクラブ事務所に置く。

(目 的)

第2条 本クラブは、国のスポーツ基本計画に準拠した活動を基本に、宮崎市の各地区（概ね中学校区）におけるスポーツ活動の振興を図り、地区住民が「いつでも・どこでも・だれでもスポーツを楽しめる環境づくり」を目指し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与する。

(事 業)

第3条 本クラブは前条の目的のために、受益者負担を原則とした会員を募集して、次の事業を行う。

- (1) スポーツ・文化・教育等に関する講座や教室を開催する
- (2) 各種イベント大会の開催
- (3) 各種研修会の開催
- (4) 健康体力相談事業・栄養アドバイス
- (5) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

(組 織)

第4条 各地区（概ね中学校区又は地区体育会、地域まちづくり推進委員会単位）に支部を開設し、支部長と事務局員と協力員で構成する。

第2項(本 部)

各支部長を理事として本部組織を構成し、基本方針や計画を策定し、全体の管理を行う。

第2章 会 員

第〇条は、最終で変更する

(入会資格)

第4条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 宮崎市に在住する者及び、本クラブの目的に賛同する者であること。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であること。
- (3) 本会の定める諸規定を遵守するものであること。

(除 名)

第5条 本クラブは、第5条の要件を満たさない会員について、退会させることができる。

(入会手続)

第6条 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込む。また、入会后入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出なければならない。

(会 費)

第7条 会費は、役員会をもって決定する。

会費とは次のものをいう。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 月会費
- (4) その他

(会費の納入)

第8条 会員は、本クラブが定める会費を納入するものとする。

(会費の不返還)

第9条 一旦入金した入会金と年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会費の滞納)

第10条 会員が会費の納入を怠ったときは、本クラブは会員を退会させることができる。

第3章 役員

(役員)

第11条 本クラブに次の役員を置くことができる。

- | | | | |
|----------|----|--------|----------------|
| (1) 理事長 | 1名 | (4) 理事 | 20名以内(各支部長を含む) |
| (2) 副理事長 | 2名 | (5) 監事 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | | |

(顧問)

第12条 本事業推進のため顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第13条 役員を選任は次の通りとする。

- (1) 理事長は、理事会でこれを推挙する。
- (2) 副理事長及び事務局長は、理事長の指名とする。
- (3) 理事は、宮崎市スポーツ推進委員協議会委員の中から選出し、理事長からの推薦者を持ってあてる。
- (4) 監事は、理事会の推薦を持ってあてる。
- (5) 監事は、理事と兼務してはならない。

(役員職務)

第14条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本クラブの会務を執行する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (3) 事務局長は、本クラブの事務を司る。
- (4) 理事は本クラブの会務を分担する。
- (5) 監事は、会計及び各業務を監査する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- (1) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 役員任期が満了となっても後任者が就任するまでその任務を行う。
- (3) 理事長は、連続8年以上の任務することは不可とする。

第4章 会議

(総会)

第16条 理事長は、年度に1回、総会を開催する。また、理事会もしくは会員の過半数の要

請があれば臨時総会を招集し、開かなければならない。

第2項（役 割）

総会は、次の事項を審議承認を得るものとする。

- （1）事業計画及び報告に関すること
- （2）予算及び決算に関すること。
- （3）その他特に重要な事項

第3項（決 議）

議事は出席者の2分の1以上をもって決する。

（理 事 会）

第17条 理事長は、理事会を年12回程度開催し、部会から提案される事業の計画及び運営に関する事項を協議決定する。その他重要事項を審議し、決定する。

第6章 会 計

（資 金）

第18条 本クラブの資金は、以下のものとする。

- （1）会 費
- （2）事業等による収入
- （3）国、県、市、からの補助金
- （4）寄付金、協賛金
- （5）その他

（資金の管理）

第19条 本クラブの資金は、事務局長が管理する。

（予算・決算）

第20条 本クラブの予算および決算は、理事会で決議を必要とする。

（会計年度）

第21条 本クラブの会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終了する。

（事故の責任）

第22条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者に対し一切の賠償請求をしないものとする。

（保険の加入）

第23条 会員は、クラブの推奨するスポーツ保険に加入するか、個人的に任意のスポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、クラブ推奨のスポーツ保険加入者に対してのみ、保険の補償範囲内でのみ対応するものとする。

第8章 そ の 他

(その他)

第24条 本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は、理事会の決議によって定める。

(規約の改正)

第25条 本規約は役員会の決議によって随時改正し、総会の承認を受ける。

附 則

1. 本規約は、平成30年10月1日から施行する。
2. 第23条の規定にかかわらず、平成30年度の会計年度は、平成30年10月1日に始まり、平成31年6月30日に終了する。